

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和元年6月26日（水） 16時50分～17時10分
2. 場 所：第2応接室
3. 事 案 名：船橋大神宮敷地内の戦没者慰霊塔の市への寄附受け入れ要望について
4. 出 席 者：市長、尾原副市長、山崎副市長、建設局長、市長公室長、総務部長、企画財政部長、教育次長、秘書課長、財政課長、行政経営課長、同課補佐
＜所管部局＞福祉サービス部長、地域福祉課長、同課主幹、同課補佐
＜事 務 局＞政策企画課長、同課補佐、同課係長

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

- ・ 船橋市遺族会が所有している戦没者慰霊塔の市に対する寄附を受け入れる。
- ・ 市が今後の維持管理費用を負担する。

(2) 説明概要

- 遺族会は会員の減少、高齢化に伴い、今後の維持管理に不安を抱えており、令和元年6月5日付で同会より「慰霊塔の寄贈にかかる要望書」が提出された。
- 慰霊塔は、慰霊塔建設委員会が建設し、遺族会が維持管理を行っている。
- 維持管理にかかる費用は、遺族会が負担しているが、清掃等の発注業務などは事務局である地域福祉課が行っている。
- 所有権が建設委員会から遺族会に移った経緯を明らかにする書類は存在しないが、昭和58年に外柵修繕を行うなど遺族会が20年間以上所有の意思をもって占有してきたと認められることから、民法第162条の所有権の取得時効が成立し、遺族会に所有権があると解釈して差支えないと考える。
- 土地については、大神宮の土地であるが、船橋市長と大神宮千葉宮司との間で使用貸借契約が昭和37年に締結されており、自動更新となっている。
- 平成29年に法律相談を行っており、「平成4年12月18日福岡高裁判決「忠魂碑等維持管理補助金返還請求控訴事件」の趣旨を援用することで問題なく、政教分離に抵触しない」と回答を得ている。ただ市が維持管理をする場合の注意点として、船橋大神宮に対価を支払って追悼式を行うようなことは避けたほうが良いと意見もいただいた。
- 倒壊等により第三者に損害を与えた場合、市が加入している保険で対応可能。
- 市が寄附を受け入れた場合、慰霊塔の文字清掃にかかる費用として3～4年に一度約7万円、大規模災害等により慰霊塔に大きな損傷が生じた場合の修復に係る費用が市の負担となる。
- 議会へは受け入れの判断を経て説明予定。

(3) 質疑・意見等

- 土地について、大神宮との契約の相手方は、建設委員会委員長かそれとも市長か。
(回答) 市長である。
- 大神宮から市が借りているのであれば、市が遺族会に貸す契約などはしているのか。
(回答) そういったものはない。設置後に市長を含めた維持管理する団体を新設するとの記述が残っているが、その団体がどうなったのか書類は残っていない。
- この慰霊塔は第二次世界大戦のものであるが、これ以外にもいくつかある。それ

らについては言われていないのか。

(回答) 他のものは遺族会のものではなく、所有者もわからない。今回は遺族会所有のもののみについて言われている。

- 遺族会は大規模修繕のために積み立てを行っていたと思うが。

(回答) 毎年の予算決算の中で積み立てている。

- 遺族会として積み立てがある状況を把握しながら今後の維持管理に公金を充てるわけにはいかない。

(回答) 取扱いについて確認する。

- 判例について、新しいものや最高裁判例がないか確認すること。

(4) 審議結果

継続審議とする。

政策会議 議事概要

1. 審議日時：令和2年1月31日（金） 11時10分～11時20分
2. 場 所：第2応接室
3. 事 案 名：船橋大神宮敷地内の戦没者慰霊塔の市への寄附受け入れ要望について
4. 出 席 者：市長、辻副市長、山崎副市長、建設局長、市長公室長、総務部長、企画財政部長、秘書課長、財政課長、行政経営課長
＜所管部局＞健康福祉局長、福祉サービス部長、地域福祉課長、同課主幹
＜事 務 局＞政策企画課長

5. 審議概要：

(1) 事案の論点

- ・ 遺族会が積み立てている修繕積立金の取り扱いについて。
- ・ 判例について新しいものや最高裁のものはないか。

(2) 説明概要

- 令和元年12月5日に遺族会臨時総会が行われ、慰霊塔の寄贈に合わせて積立金も寄附することが承認された。
- 令和2年1月24日の会長・副会長会議にて、慰霊塔の構造調査や必要に応じて補修を行ったうえで、寄贈することとなった。調査費、補修費は積立金より支出し、残金を市に寄附する。
- 平成5年の箕面忠魂碑・慰霊祭違憲訴訟では、控訴審において政教分離に抵触しないとしており、最高裁も控訴審判決の見解を確認し、上告を棄却している。

(3) 質疑・意見等

- 特になし

(4) 審議結果

提案通り了承する。